

解体工事業登録制度

1 解体工事業登録制度

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号。以下「本法」という。)に基づき、平成13年5月30日から、解体工事業を営もうとする(解体工事を請け負う)者は、県知事への登録が必要。

2 登録が必要となる場合

解体工事業を営もうとする者(請け負った解体工事を他の者に請け負わせて営む者も含まれる)のうち、建設業法に基づく土木工事業、建築工事業又は解体工事業の許可がない者は、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。

※1 「解体工事業」とは、建設業のうち建築物その他の工作物を除却するため
の解体工事(建築物等として機能している物の全部又は一部の機能を停止
させる建設工事)を請け負う営業をいう。

※2 工事1件の請負代金の額が500万円(建築一式工事にあつては原則とし
て1,500万円)以上の建設工事を請け負うことを営業とする者は、建設業の
許可を受ける必要がある。

3 登録を受けるための要件

(1) 一定の基準(別記)を満たす技術管理者を選任していること
(2) 次に掲げる登録拒否事由に該当しないこと

ア 申請書若しくはその添付書類の中の重要な事項について虚偽の記載、又は記載漏れがあり、若しくは重要な事実の記載が欠けているとき

イ 解体工事業の登録を取り消された日から、2年を経過しない者

ウ 解体工事業の登録を取り消された法人において、その処分日の前80日以内に役員であり、かつその処分日から2年間を経過していない者

エ 解体工事業の業務停止を命ぜられ、その停止期間が経過していない者

オ この法律又はこの法律に基づく処分に違反して罰金以上の刑罰に処せられ、その執行が終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過していない者

カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)

キ 解体工事業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が上記イ〜カのいずれかに該当するとき

ク 法人でその役員等(取締役や執行役に加え、相談役や顧問など法人に対し取締役等と同等以上の支配力を有する者も含む。)のうちに上記イ〜カのいずれかに該当する者がいるとき

ケ 技術管理者(法第31条に規定する者)を専任していない者

コ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

(別記)

技術管理者の要件(解体工事業に係る登録等に関する省令第7条)

選任する技術管理者は、次の①～④のいずれかに該当する者であることが必要となる。

①解体工事に関し、次に掲げる区分に応じた実務の経験を有する者

区	分	経験年数
土木工学等の学科(※1)を履修した大学・高等専門学校卒業生	2年以上	2年以上
	土木工学等の学科を履修した高等学校・中等教育学校(※2)卒業	4年以上
上記以外の者		8年以上

②国土交通大臣が実施又は指定する講義(※3)を受講し、かつ、解体工事に関し、次に掲げる区分に応じた実務の経験を有する者

区	分	経験年数
土木工学等の学科を履修した大学・高等専門学校卒業生	1年以上	1年以上
	土木工学等の学科を履修した高等学校・中等教育学校卒業生	3年以上
上記以外の者		7年以上

③次のいずれかの資格を有する者

資格・試験名	種	別
建設業法による技術検定	1級建設機械施工技士 2級建設機械施工技士 1級土木施工管理技士 2級土木施工管理技士(「土木」)	(「第1種」又は「第2種」)
建築士法による建築士	1級建築士 2級建築士	(「建築」又は「躯体」)
職業能力開発促進法による技能検定	1級とび・とび工 2級とび・とび工+実務経験1年以上	
技術士法による第二次試験	技術士(「建設部門」)	
国土交通大臣が指定する試験(※4)	解体工事施工技士試験合格者	

④国土交通大臣が上記1～3と同等以上の知識及び技能を有すると認定した者

- ※1 土木工学(農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は道園に関する学科を含む。)、建築学、都市工学、衛生工学又は交通工学に関する学科
- ※2 いわゆる中高一貫教育で、卒業後は高等学校卒業と同等となる学校のこと
- ※3 (公社)全国解体工事業団体連合会が実施する解体工事業施工技術講習が該当
- ※4 (公社)全国解体工事業団体連合会が実施する解体工事業施工技士試験が該当

4 申請手続き

(1) 申請書の提出先及び部数

○県内に主たる営業所を有する解体工事業者

→所在地を管轄する各地方局建設部管理課及び土木事務所 正本1部

○県外に主たる営業所を有する解体工事業者

→中予地方局建設部管理課 正本1部

(2) 申請に必要な書類(※○印は必要書類、●印は該当する場合に必要な書類)

添付書類	様式番号	書類内容	要否		備考
			法人	個人	
第1号	解体工事業登録申請書		○	○	
第2号	誓約書		○	○	
		技術管理者が基準に適合する者であることを証する書面	○	○	資格証明書(建設業法「技術検定」等)、卒業証明書等
第3号	実務経験証明書		●	●	実務経験を証明する書類(工事請負契約書、請書、注文書等)を添付
		登録申請者の調査	○	○	法人にあってはその役員、営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合においてはその法定代理人を含む
第4号	登録申請者の登記簿謄本		○	○	
		申請者の住民票の抄本又はこれに代わる書面		○	
		役員の住民票の抄本等	○		
		法定代理人の住民票の抄本等		●	営業に関し成年者と同一の場合(未成年者である場合に限る。)の法定代理人が法人である場合
		法定代理人の登記簿謄本		●	
		技術管理者の住民票の抄本等	○	○	

※申請書等の様式は、国土交通省のホームページから入手可。

https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/403project/40303/page_030303021aw2.htm

※住民票の抄本は、個人番号(マイナンバー)の記載のないものとする。

- 5 申請手数料
- (1) 新規登録 33,000円
- (2) 更新登録 26,000円

6 登録の有効期間
登録の有効期間は5年間であり、期間経過後も引き続き解体工事業を営もうとする者は、登録の更新を受けなければならない。

7 登録を受けたあとの届出等

(1) 変更の届出

解体工事業者は下記の事項のいずれかに変更があったときは、その区分に従い、必要な書類を添付のうえ、「変更届出書〔第6号〕」を、変更の日から30日以内に都道府県知事に届け出なければならない。

なお、書類の提出先と部数は、登録申請の場合と同じである。

法人 個人	変 更 事 項	添 付 書 類
<input type="checkbox"/>	商号、名称及び住所	登記簿謄本
<input type="checkbox"/>	氏名及び住所	住民票の抄本又はこれに代わる書面
<input type="checkbox"/>	営業所の名称及び所在地	登記簿謄本（商業登記の変更を必要とする場合に限る）
<input type="checkbox"/>	役員の氏名	登記簿謄本（新たに役員となる者がある場合には、誓約書〔第2号〕、当該役員の調書〔第3号〕及び住民票の抄本等を添付）
<input type="checkbox"/>	法定代理人の氏名及び住所	住民票の抄本等（新たに法定代理人となる者がある場合には、誓約書〔第2号〕、当該法定代理人の調書〔第3号〕を添付）
<input type="checkbox"/>	技術管理者の氏名	住民票の抄本等（新たに技術管理者となる者がある場合には、技術管理者が基準に適合する者であることを証する書面を添付）

(2) 廃業の届出

解体工事業者は次のいずれかに該当する場合は、下記の者はその日から30日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

- ①死亡した場合⇒その相続人
- ②法人が合併により消滅した場合⇒その法人を代表する役員であった者
- ③法人が破産手続開始の決定により解散した場合⇒その破産管財人
- ④法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散した場合
⇒その清算人
- ⑤その登録に係る都道府県の区域内において解体工事業を廃止した場合
⇒解体工事業者であった個人又は解体工事業者であった法人を代表する役員

令和3年1月から

押印を求める手続の見直し等のための国土交通省関係省令の一部を改正する省令（国土交通省令第98号）の施行（令和3年1月1日）に伴い、解体工事業に係る登録等に関する省令（平成13年国土交通省令第82号）の一部が改正され、解体工事業に係る登録等に関する手続きに際して提出が必要な上記書類への押印が不要となりました。